大阪市国民健康保険のお知らせ

保険料の通知について

国民健康保険料（4月～翌年3月分）については6月に決定し、6月中旬に世帯主の方あてに「国民健康保険料決定通知書」をお送りします。

国民健康保険料のための所得申告書について

国民健康保険料を決めるため、収入のない方や市府民税の申告の必要がない方に国民健康保険料のための所得申告書をお送りしております。

提出されていない方は、4月15日（水）までに窓口サービス課（保険年金）2階28番窓口まで提出してください。

国民健康保険料決定通知書に記載の保険料年額や月額等の主な内容を点字文書にして同封します

本市では、国民健康保険料決定通知書の送付封筒に点字表示を行うことで、視覚障がいのある世帯主の方にも封筒内の書類が分かるようにしています。今後、視覚障がいのある世帯主の方（希望者）に、国民健康保険料決定通知書に記載の保険料年額や月額等の主な内容を点字文書にして同封します。

ご希望の方は、窓口サービス課（保険年金）まで電話でお申し込みください。

【申込時にお聞きする事項】
・住所　・氏名　・生年月日

問 窓口サービス課（保険年金）
☎06・6647・9956 FAX06・6633・8270

後期高齢者医療保険料率の改定について

令和2年・3年度の後期高齢者医療の保険料率が改定されました。大阪府内の被保険者均等割額は54，111円、所得割率は10．52％となります。お一人おひとりの保険料額は7月にお知らせします。

問 窓口サービス課（保険年金）
☎06・6647・9956 FAX06・6633・8270

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求を受け付けます

今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として弔慰の意を表するため、令和2年4月1日において恩給法による公務扶助料や戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金等を受けておられない戦没者等のご遺族（お一人）に特別弔慰金（額面25万円の記名国債・5年償還）が支給されます。

特別弔慰金の支給には請求が必要となり、請求は令和5年3月31日までとなっています。

請求される方によっては、必要となる書類が異なりますので、詳しくは市民協働課までお問い合わせください。

問 市民協働課（市民協働）
☎06・6647・9734 FAX06・6633・8270

固定資産税グループからのお知らせ

市税の納期限のお知らせ

固定資産税・都市計画税（第1期分）の納期限は、4月30日（木）です。

市税は、市政運営の原動力であり、市民のみなさんのために大切に活用させていただきます。市税へのご理解と納期内の納付をお願いいたします。

市税の納付には安全・確実・便利な口座振替・自動払込（Webでの申込みもできます。）をぜひご利用ください。

また、クレジットカード納付（ApplePayのご利用も可能です。）、LINEPay請求書支払い、楽天銀行アプリもご利用いただけます。なお、クレジットカード納付については、納付金額に応じてシステム利用料がかかります。

詳しくは大阪市ホームページをご覧ください。

大阪市　市税　納付　検索

固定資産税（土地・家屋）に関する縦覧について

区内に土地または家屋をお持ちの方は、なんば市税事務所で、土地または家屋の令和2年度の価格等を記載した縦覧帳簿を縦覧できます。

【期間】4月1日～4月30日（土・日・祝日を除く）
9時～17時30分（金曜日は19時）まで

場 なんば市税事務所　浪速区湊町1-4-1
大阪シティエアターミナルビル（OCAT）4階窓口

問 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）については、なんば市税事務所　固定資産税グループ
☎06・4397・2957（土地）
☎06・4397・2958（家屋）
口座振替・自動払込については、船場法人市税事務所 収納管理グループ
☎06・4705・2931

令和2年度人口動態調査（職業・産業）にご協力を

厚生労働省では、人口動態調査を毎年実施しています。この調査は、みなさんからの出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届出をもとに、出生や死亡等の状況を調べるものです。

国勢調査の行われる年には、人口動態調査（職業・産業）を実施し、届書に職業の記入もお願いしております。なお、死亡届には、併せて産業の記入もお願いしております。

調査結果は、今後の保健や福祉の向上に役立たせるための基礎資料として利用されます。

みなさんのご理解・ご協力をお願いします。

【調査期間】令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間

問 大阪市保健所保健医療対策課
☎06・6647・0685

児童扶養手当の支給月額が改定されます

児童扶養手当月額については、「児童扶養手当法」及び「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」に基づき、全国消費者物価指数を基に手当額が改定されます。

2年4月から改定されます。

現在児童扶養手当を受給中の方については4月末頃、改定後手当額のお知らせを送付します。

		改定前	改定後
児童1人の場合	全部支給	42,910円	43,160円
	一部支給	42,900円～10,120円	43,150円～10,180円
児童2人目の加算額	全部支給	10,140円	10,190円
	一部支給	10,130円～5,070円	10,180円～5,100円
児童3人目以降の加算額	全部支給	6,080円	6,110円
	一部支給	6,070円～3,040円	6,100円～3,060円

問 保健福祉課子育て支援（児童扶養手当担当）
☎06・6647・9895 FAX06・6644・1937

各種手当額の改定について

令和2年4月分から手当額が下記のとおり改定されました。

①②は20歳未満で政令で定める程度の障がいがある児童を監護している父もしくは母または養育者に支給される手当です。

③⑤は20歳以上、④は20歳未満で身体または精神に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする状態の方に支給される手当です。

特別児童扶養手当・特別障がい者手当（月額）

	改定前	改定後
①特別児童扶養手当（1級）	52,200円	52,500円
②特別児童扶養手当（2級）	34,770円	34,970円
③特別障がい者手当	27,200円	27,350円
④障がい児福祉手当	14,790円	14,880円
⑤経過的福祉手当	14,790円	14,880円

問 保健福祉課（障がい者支援）
☎06・6647・9897 FAX06・6644・1937

介護保険料決定通知書をお送りします

65歳以上の方で、普通徴収（口座振替・納付書）により保険料を納付している方に、介護保険料決定通知書を4月中旬にお送りします。なお、年金からあらかじめお支払いいただいている方には、7月中旬に決定通知書をお送りします。

問 保健福祉課（高齢者支援）
☎06・6647・9859 FAX06・6644・1937

愛犬の登録と狂犬病予防注射

犬の飼い主は年に1回、集合注射会場又は動物病院で狂犬病予防注射を必ず受けさせてください（犬の登録は生涯1回、狂犬病予防注射は毎年必ず受けさせなければなりません）。

【注意】令和2年度より狂犬病予防注射料金が改正されています

時 4月10日（金）・26日（日）13時30分～16時
場 区役所1階 検診車スペース
費 ①登録手数料：3,000円
②注射料金：2,750円
③注射済票交付手数料：550円
〈新規の方〉1頭につき6,300円（①+②+③）
〈継続の方〉1頭につき3,300円（②+③）
他 ●雨天決行。ただし、11時時点で大阪管区気象台が大阪市内に「特別警報」または「暴風警報」を発表している場合は中止させていただきます。
●継続の方は、区役所からの案内通知を忘れずにご持参ください。
●動物病院で受けられる場合、注射料金が異なる場合があります。

4月は「犬・猫を正しく飼う運動」強調月間です。

犬を飼うにあたって

●犬の登録、狂犬病予防注射は必ず受け、鑑札・注射済票をつけましょう。また、放し飼いは絶対にやめましょう。
●フンの後始末は飼い主の責任ですので、必ず後始末をしましょう。
また、フン・尿はできるだけ自宅で済ませた後、散歩に出かけるようにしつけをしましょう。

猫を飼うにあたって

●放し飼いの猫による、フン・尿被害の苦情が多く寄せられています。飼い猫がご近所に迷惑をかけないためにも、室内飼育をしましょう。
●野良猫に対してエサを与える場合はエサの片付けやフン・尿の後始末をするなど、周りに迷惑をかけないよう愛情をもって適切に世話をしましょう。（令和元年12月の条例改正により、動物へ餌を与えた後の清掃が義務付けされました！）

問 保健福祉課（保健） ☎06・6647・9973 FAX06・6644・1937

情報をお寄せください

違法民泊かな？と思ったら

違法民泊通報窓口
☎06・6647・0835
平日9時～17時30分
FAX06・6647・0733
ryokan2016@city.osaka.lg.jp